

〔翻 訳〕

コモンズ＝共通善の歴史とアクチュアリティ*

クリスチャン・ベッシー
中原 隆幸, 須田 文明 [共訳]

「共通善＝コモンズ biens communs」に関する書籍を刊行することは、あからさまな儲け主義のように思われるかもしれない。こうしたメディア的なブームの中で使用されているこの単語の意味そのものについて、強い不確実性があったとしても¹⁾、今日、このタームは公的討議を沸騰させているからである。巨大通信会社や文化産業メジャーの独占的戦略に対抗して、音楽やデジタル領域でなされているシェア形態のような新しい実践の飛躍を過小評価することはできない。現在のこうした協力的実践は、財の使用にかかる多様な可能性を再発見しており、こうした多様性こそが、19世紀の所有的個人主義の勝利以前における西洋社会を広く特徴付けているのであって、それは公益に関する特定の観念のために、私的所有の専横的支配を削減するのである²⁾。

しかし「コモンズ communs」をめぐる、こうした現代の集合的動員は二つのタイプのイデオロギー的プロジェクトにも対応している。

最初にそれは、利益を蓄積するウェブの勝者によって、まずもって科学的というよりもレトリック上の最初の戦略として利用されることができる。「フリー」というレトリックがしばしば喚起されているが、開発者の共同体が、たとえそれがすべてということではないにせよ、包摂的というよりも排除的であるという事実、また

共同体の中でなされる投資が、別の共同体でもできるような投資と競合している、という事実が考慮されていない。課税によりファイナンスされる公共財とは異なり、共通善＝コモンズの享受は、直接的な関与、その生産への受益者による投資を前提としているので、複数の共通善の追求を減少させる。

第二の著作グループとして、近年の複数の著作は、観念の歴史の展望における革命的な政治的観点として、「共通善＝コモンズ」の再発見を提示する。こうした観点の主要な利点の一つは、自由主義システムの所有的排外主義の欠陥と、「実際の社会主義」の国家主義的隘路（1989-1991年の東欧でのその根本的崩壊により明らかにされた）を同時に克服することであろう³⁾。それは「アソシアシオン」と「協同組合」の長所を、より一般的に国家でも市場でもない第三セクターの利点を再発見する機会である。それはまたブルードンと、その19世紀の協同組合型社会主義の展開を思い起こす機会でもあり、彼らによれば、自由主義的思想家も、マルクス主義的著者たちも、その利点と射程距離を軽視したというのである。

我々の論点は全く別である。我々はここでは観念の歴史ではなく、——制度化の最初の形態から今日まで継続している、長期にわたる——、（これらの共通善＝コモンズが適用されている）

*本翻訳は、Christian Bessy “Introduction. Histoire et actualité des biens communs”, in Bessy, C., Margairaz, M. (eds) Les biens communs en perspectives, Editions de la Sorbonne, 2021, pp. 5-17.の全訳である。なお、著者から、翻訳掲載に関わる許諾は取得済みである。

制度や製品、市場への、とりわけ実践へのアクターたちによる関与を提示する。ついで我々の論点は、有用、もしくは望ましい目標として共通善を提示するという規範的なものではなく、実践の最中に位置づけられる財や制度(複数の時間と空間の制約をもった)としてこれを提示することである。

しかし、より広範に、本書は、歴史において、共通善と公共財の間の境界線が、いかに複雑で、穴だらけでありえるかを示している。それは、本書の第一部で分析されているアンシャン・レジームの下での運河の例であり、これは、民間企業への譲渡レジームから、公益の名の下に、継起的に、国家により担われる公共レジームへと移行したのである。翻って、インフラが国民共同体(しばしば課税負担を正当化するためにこれに言及される)よりもより狭い共同体にも利益を与える場合には、公共財でさえ、ハイブリッドなファイナンスの対象となることができるのである⁴⁾。しかしながらきわめてしばしば、こうした正当化は、「間接的受益者」の同定についての、高くつく、またきわめてコンフリクトに満ちた手続きに訴えることを避ける。こうした受益者は財政負担をするのに強固に反対するからである。

要するに、共通善=コモンズにかんする我々の関心は、この特殊な財そのものの分析に限定されず、むしろ所有権と多様な使用、さらには(使用を可能とさせる)制度とアクターの、より広範なダイナミズムについて検討する機会を提供することによって正当化されるのである。このことは、こうしたタームそのものの多様な、ないし不協和な受容を詳細に明らかにするに違いない。

共通善についての、語義上の、また科学的な様々なアプローチを概観した後で⁵⁾、我々はこうした複雑な歴史についての説明を多様化させるために、我々が慎重に選んだ三つのテーマ(本書の編成をなぞっている)に移ることにしよう。

共通善=コモンズについての新しいアプローチと定義

「共通善=コモンズ」の定義は、学問区分に応じて、また同一の学問区分の中におけるアプローチに応じてさえ異なることがあり得るという事実によって、語義上の不確実性が強まる。その上、制度概念の定義の多様性と関連づけることもできる。さらに共通善と制度という二つの概念は、社会もしくは共同体、または公共活動を作るために(しかも必ずしも国家介入を引き起こすことなく)、「集合的行為」もしくは「共同活動 en commun」という観念を通じて、二つの観念の相互関連を示すことができるような、類縁空間を示している。結局、「コモンズ」もしくは「共通善」についてのこうした考察はまた、少なくとも共和主義的政治哲学(ここでは一般的意思を体現することで、国家がその主権を獲得する)において、「共通善」の推進者及び保証人としての国家の介入への、ある種の疑問視に対応する。それはまた契約主義的政治哲学とも異なる。そこでは諸個人が、規範システムへの自発的同意に基づいた社会(もしくは共同体)の中で結合しようとしており、国家の介入は常に限定されている。

コンヴェンション経済学のアプローチは、「共通善」の構築の複数性を早くから検討してきたが、それはボルタンスキーとテヴノーのシテのモデル⁶⁾及びサレの状況におかれた国家という概念(外在的国家と、事実上、国家の不在との間での)によってである⁷⁾。この「状況におかれた国家」の概念は、共通善の活用に集合的に関与する人々による、共通善の定義と実践に基づいている。このことは国家の完全な主権を疑問視させる。国家はもはや、共通善の唯一の保証人及び管理者ではなく、その運営の日常的な機能において、まさに「コモンズ」の試験にかけることができるであろう。

こうして重要なポイントは、行為するための、また集団の未来にとっての重大な意思決定を行うための、適切なコーディネーションの選

扱(その集团的発見とまでは言わないにしても)である。こうした「サブシダリティ(補完性:自分たちでできることは自分たちで行うこと)」は、おそらく、当該の共通善の性格のみならず、アクターたちの専門能力、とりわけ知識の記憶化にも依存する。こうしてこのことは、自らの環境と直に関わっている、より分権化された集合的行為のレベルを優先させるようになるが、より一般的なルールと評価手法の定義をすべて排除するものでもない。こうしたルールや手法はうまくいった経験から生じることもできる。

米国では、Elinor Ostromの研究が制度のダイナミズムの分析のこうした刷新に貢献するが、しかし契約主義的(ないしは個人主義的)哲学の枠組みの中でであり、それは支配的経済学の哲学であり、こうした哲学が様々なタイプの財=善の分類の起源にある⁸⁾。この哲学が展開する「コモンズ」の概念は、国家的な公的権力により運営される公共財と、市場のルールに応じて統御される私的な財との間の二項対立を逃れることを可能とさせる。従って、この概念は、(こうした管理共同体に関与する)すべての「コモナー communiers」に対して提供される特定の資源へのアクセスを調整する、集合的で、自己組織化された管理の布置に適用される。こうして、「コモンズ」という呼称は、資源の共同的統治システムへと、集合的管理形態へと関連づけられ、こうした形態は個人的な私的所有権の厳密なレジームにも、国家的な所有システムにも基づいていないのである。要するに、国家と市場の間の還元主義的対立からの出口を見出すことなのであり、それはオルタナティブな経済的、社会的な形態を探求することによってである(たとえ、この二つの統治様式がその発展に資することができるとしても)。資源の共同的な配分と管理のこうした様式は、長い間、私的所有権の擁護者により記述されてきた。彼らは、「コモンズの悲劇」を告発する1968年のサイエンス誌に掲載された論文の中に、貴重な理論的支持を見出したと信じたのである。その著者である、冷戦の背景によって影響された社会

生物学者Garette Hardinによれば、ある資源が、自由にアクセスできる状態で、すべての人に開かれているとき、それぞれの利用者は、際限なくそれを消尽するように自発的に促され、このことは、冷酷にもこの資源の消滅をもたらす⁹⁾。この場合、ハーディンは、お互いに独立して自らの意思決定を行う、合理的で計算的な個人という仮説を立てる。ところが(とOstromは我々に言う)、会話を取り交わし、熟議する可能性を主体に与えるだけで、彼らに対して、コモンズの最適な利用を達成することを可能とさせるのである。

よりイデオロギー的でなく、より現実的な、こうしたアプローチによって、一方での、財もしくは資源の特徴(競合性と「排他性」と、他方でのこの財の所有権制度と使用ガバナンス様式との間での混同を克服することもできる。結局、新古典派経済学者にとって、最も効率的な組織を決定するのは、主として財の「性質」なのである。こうして、彼らにとって市場が私的な財の配分の自然な形態のように思われ、国家的な公共サービスは集合的な財を運営することを目的としている。逆にOstromにあっては、(森林空間や漁場のような集合的に管理される資源である)「コモン・プール・リソース」の概念は、財(もしくはサービス)から、(こうした資源の生産とその管理を統御する)規範システムやルールへと我々を移行させるのである。当該の資源は、純粋に市場的でも、純粋に国家的でもない。それらはまずもって「コモンズ」なのである。したがって、あらゆることは、財の使用へのアクセス条件についてなされる選択に依存する。資源管理の組織形態は社会的政治的選択に由来し、したがって複数的で、ないしはコンフリクトに満ちているように思われる。

こうした「コモンズの政治経済学」の我々にとっての利点は、共通資源を生産し再生産することを可能とさせるルールと、その性質の問題へと注意を引くことにある。じじつ、Ostromはコモンズを存在させ、それを維持するルール全体を強調する¹⁰⁾。しかし、Charlotte Hessとと

もにOstromは、推論を拡張させ、「情報的コモンズ」と「グローバル・コモンズ」(気候のような)に関心を向け、様々なレベルのコーディネーションの間での接合を強調するのである¹¹⁾。

それでも、こうした拡張は問題含みのままであり、パンジャマン・コリアのような著者は、「コモンズ commons」と「共通善 biens commons」を区別するように提案する¹²⁾。前者はシェアされ、相対的にうまくゾーニングされ、したがって容易に領有可能で、統治可能な資源に基づいている。後者においては、境界線がより曖昧で、多くの使用者が、領有しがたい財を享受しているのである。その集合的管理はより複雑で、異なったレベルでのレギュレーション(様々な権利の定義とコントロール)の間での接合を前提としている(環境資源や知識データベースにおけるように)。さらにコリアは、「共通善」の別の定義を提案し、これは法的承認の対象となる(イタリアではRodota法案によって)。それは、個人もしくは集団の基本的権利の行使及び個人の自由な発展へとコモンズを結合させることによってである。個人の自由な発展は、考古学的、文化的、環境的な地帯の保護・保全に依存するからである。この場合、市民の共同体こそが、自らがコモンの領域に入れようとするものを定義し、その管理に取り組むのである。

「共通善」のこうした定義は、A.センの「ケイパビリティ」のアプローチと収斂することができる。それはライフ・プロジェクト遂行の自由—環境保全や健康、ジェンダー間平等の問題に関わる—という意味においてである¹³⁾。こうしたアプローチにおいて彼は、自由は、その重要性に応じて、また自由が社会的協働によって影響され得る度合いに応じて、異なることを示す。この二つの条件によって、どの閾値を超えると自由が「基本的人権」、もしくは(社会もしくは共同体のメンバーたちによりシェアされる)価値として規定することができるか、その閾値を定義することができる。この経済哲学者にとって、倫理的規範として考えられるこれら

の「共通善」は、必ずしも法的に規定されなければならないものではない。それはたとえ、国家介入が、これらの社会契約に由来する不平等に対抗して闘うことを可能とさせるとしてもそうなのである(相対立した個人的なライフ・プロジェクトを表明し、対置させることを目的とする民主主義的な手続きを促すことで)。こうした個人主義的観念によって、我々は、(最大多数の私的な善=財の実現によって示される)共通善の観念に近づく。しかしこうした観念は「共通善」の新古典派のアプローチとは異なっている。新古典派のアプローチによる共通善は、汚染排出権やアクセス権の支払いの形で、専門家=経済学者により特権的に定義されるインセンティブの最適システムを通じての、個人的利益と一般的利益との収斂ないし一致に対応しているのである¹⁴⁾。

「コモナーたち」の自己組織化過程を分析するために、こうした経済学者の特権的立場から脱却することが、パンジャマン・コリアのアプローチの利点であるが、より倫理的な意味での共通善の構築を真に発展させてはいない。このことが彼をして、単数形での「共通善」の概念を採用するように促すことになる。

ところが、こうした政治哲学的な概念は、(公正さを要求し、自らの批判的感覚を行使することを可能とさせる)「共通の上位原則」に応じた政治的シテの組織化、行為の評価、それぞれの偉大さ(価値)、これらについて問題を提起する。その説明は、ボルタンスキーとテヴノーの、正当化と偉大さの経済のモデルにより与えられている¹⁵⁾。公正さの様々な原則が、諸共同体を超越した公正さについての多元主義的理論にしたがって「共通善」を基礎づけること(「部分から全体へと移動すること」)を可能とさせる。公正さのこうした原則は競合している。それは、それぞれのシテにおいては、別の「共通善」が特殊な善へと縮減されるという意味においてである。ある共通善へのコミットメントは、犠牲という形で、別の諸共通善への投資を制限する結果となる。こうして「市場的善」へのコミットメ

ントは、つねに商業的利潤を追求していることを想定する(伝統や、「家内の善」に固有なパーソナルな愛着に依拠せず)。アダム・スミスの政治哲学を参照して「市場的シテ」は、「善」の二つの概念を混同することを可能とする。それが実現する取引による富をめぐる機会主義的行為は、競争を著しく増大させる。したがって富裕さ *luxe* はすべての人にとって利益があり、富者は自らの「財」の享受のなかだけに利己的な幸福 *bonheur* を見出すのではなく、商業する可能性の増殖—倫理的な意味での「善」として考えられる増殖—のなかにも幸福を見出すのである。

逆に特別な共同体における価値の集合的承認にもつづいた「共通善」を考慮するために、ローラン・テヴノーは、無差別な広がりをもった善=財と、(行為への人のコミットメントを統御する) 様々なやり方(彼はとりわけ、文化的伝統に応じたそのバリエーションを示した)とを区別するように促された¹⁶⁾。他方でニコラ・ドディエが「善それ自体」の概念を展開させたのは、それ自体として価値がある善、つまり集団が特定の場を保証すべき善を考慮するためであった。それは人間の生命や健康の保護、もしくは非スティグマ化(この場合、HIV病禍を支援した政治的構築の中心にあった善)である¹⁷⁾。この善の防衛に取り組むアクターたちは認識論的(知識の様々な様式の接合)、経済的な問題を解決しなければならない。すなわち(つねに別の用途に使われ得る)資源を引き出し、配分することである¹⁸⁾。こうして健康や環境、さらには住居といった公益目的の追求に応えるために、特定の物質的もしくは非物質的な善=財を援用することができる。

少なくとも「判断に関するプラグマティック社会学」に固有な考えかたによれば、公正さについてのこうした展望は明示的には、Ostromの理論的構築やコリアの著作の中心にはない¹⁹⁾。こうした社会学のアプローチは公正感覚を研究するのであって、この感覚は、アクターたち自身によって状況のなかで喚起され、またとりわ

けアクターたちが、「共通善=コモンズ」もしくは公益への、活動もしくは決定の貢献を評価するときに喚起されるのである。しかしOstromにあっては、公正さの問題が主として取り込まれるのは、所有権の定義もしくはインフォーマルな規範(資源をシェアすることを可能とさせ、もしくは個人主義的すぎる、とりわけ機会主義的な行為を規制することを可能とさせる)の定義の時である。したがって諸個人はみずから進んで「共通善=コモンズ」を追求するには促されていない(この点に関しては、Olsonの立論にしたがって、諸個人が小集団に統合される状況は例外である)²⁰⁾。

我々の観点はまったく異なっている。というのも、それは、物質的、もしくは非物質的な資源の共通管理と、「共通善」のより一般的な概念(シテの「幸福 *bien-être*」、価値の集合的承認、共同体の中での原則の追求という意味での)とを結合させようとするのである。この場合、共通善=コモンズは、意味をもつ何らかのものとして考察されるべきであろう。つまり我々がそれに集合的にコミットするから、また目標を設定するから、我々はこの何らかのものを参照するのである。このことは、こうした共通善の定義において権力関係を排除しない。

所有権、労働、価値

この三つの観念を採用したことによって我々は、アクターたちとその実践、権力関係(彼らがこうした特別なタイプの善をめぐる取り結ぶことができる)に接近して、共通善のヒューリスティックな解明を行うことができた。これらの三つの観念は、後述の三つの部で我々が主張したかった視点から、本書の編成を貫いているのである。

本書は、Ostromのアプローチの貢献をめぐる一連の考察をもとにして生まれた。その主要な利点は、様々な所有権の定義と配分について正確に焦点を当てることである。しかしこうした考察は、米国(ここでは私的もしくは集合的

な所有権にいつそう多くの場所を与える)や公共的所有権を例外として考えなければならないような国にとって妥当ではないのではないかと自問することもできる。それでも我々がこうしたアプローチと異なるのは、「コモンズの帰還」に歴史的厚みを与えることによってであり、とりわけ、精緻な調査を通じて、近代の農村的、都会的コモンズと現代的コモンズとの(相対的)連続性を示すことによってであり、さらには長きにわたり過剰に評価されてきた英国のエンクロージャーの影響を見直すことによってである²¹⁾。同様に、知的財産権の集合的管理の長い伝統が存在する²²⁾。こうしてコモンズの問題は工業化のダイナミズムを貫いているが、それは強い時代(前工業的局面と、現在の経済的、金融的、文化的なグローバル化における新しい形態での)もあれば、弱い時代(19世紀と20世紀前半における私的所有権が栄華を誇っていたとき)もあった。

権利についての内生的であると同時にダイナミックな視点を採用しなければならないが、それは状況へと、とりわけ様々な環境における習慣へと、一般的な法的言明を調節する際の、権利の媒介的役割を解明することによってなされる。それと対称的に我々のアプローチは、具体的な経験を考慮しようとするのであって、こうした経験は自らの生活もしくは労働の環境の時間と空間に位置づけられた、個人や集団によりもたらされるのである。さらにこうしたアプローチは、これらの集合的学習が、どのように合意制定の作業(新しい法的カテゴリーの登場を促す)をもたらすかを示そうとする。他方で分析に社会学的厚みを与えることも重要であり、権力関係とその発展のみならず、(熟議のアリーナにおいて自らの行為を説明するためにアクターが直面する)正統性の制約(時間を通じて変化する)も検討するのである。

こうした方法論的な考慮によって、本書は所有と労働、価値(評価)という三つのテーマをめぐる論文を集めている。

我々の研究チームIDHESの研究方針に対応

した、こうしたテーマの選択によって我々は、ここに集められている論考の発表を中心に一連の議論を組織化することができた。それは複数の学問領域(歴史学や社会学、経済学、法学)の間での議論に由来する困難を克服させたのである。こうした研究の軸の中で我々は、横断的な軸として「公的活動とコモンズ=共通善」を取り上げた。それは多様なレベルにおいて、公共活動の概念を検討し豊富にさせると考えたからである。「コモンズ」もしくは共同体レベルで管理される「集団的な」財を考慮したのである。我々によれば、公共活動は、(インセンティブ的な権利のルールもしくは権利の空間を定義する)規制のエリートに占有させることはできない。こうしたエリートは国家や、その主要な代表者(公益の名の下に行為する立法者や行政、裁判所)へと縮減されるのである。我々は、すべての人が、それぞれの持ち場で公共活動に参加し、共通の主張にコミットする能力を有するという仮説を立てることができる。したがってこうした集合的行為を、物質的、非物質的な資源の集合的管理の行為(それは所有権の問題を提起する)と比較するというのが我々の考えであった。

第一部に集められた、所有権をめぐる論考は、共通善=コモンズの観点から法的領有の争点の分析に着手する。多くの場合、これらの研究は、所有権を「権利の束」と考えるアメリカの制度主義的伝統に統合されている。しかしこれらの論考が重視するのは、既存の法的ルールの周縁部でのアクターたちの実践であり、こうした実践は正統性と適法性との間の複雑な関係のみならず、(集合的領有もしくは個人的保有の諸形態を生み出す)空間をも改善する。一般的に、こうした立場は、アンシャン・レジームの公共空間を強く特徴付けていた司法的多元主義 pluralisme juridictionnel と整合的である。この多元主義は、知識の共有に適していた地域へのステークホルダーたちの強い根付きを前提とし、地域環境と世代の継起に熟知している人々に依拠していたのである。

我々の考察は、主として、フランスの制度枠組みにおいて展開されているとはいえ、他の二つの国（イギリスとイタリア）もまた検討された。時間と空間において、コモンズの様々な政治を説明するのが我々の意図である。すなわち資本主義のバラエティに入り込むだけでなくその変容のいくつかを説明するのである。

「労働」と「価値」という別の二つのテーマにおいて、著者たちは、自分たち自身の研究対象が、このような「コモンズ=共通善」の問題設定（所有権を何らかのやり方で考慮することを促す）によってどのように、新しい視点から解明されるかを示そうとした。

こうして第二部で、「労働」と「コモン」という概念を接合しようとする分析が生じることになるのであり、それはとりわけコモンズの構想と維持における労働のアプローチによってである。たとえば、「協働での労働」と呼ぶべきものを構築するために、市民農園（共有農園）のコモンズや、ビデオゲームの開発に伴うコモンズが取り上げられる。しかし労働のコモンズ、とりわけ労働関係の制度、したがって労働と企業との関係の客観化の形態の変容にも分析は関わる。とりわけ家族的連帯の形態が重要性を演じていたメチエの調整から、部門別の調整（そこでは、国家によって枠組みづけられた保険や団体交渉の論理が展開している）へと至る、労災の配分様式における進化を総覧することができる。国家介入の現在の後退と企業別団体交渉の発展と平行して、独立した労働者や（協働での労働のプラットフォームに参与する）「準ボランティア」の増加は、労災の配分の問題を顕著に提起する。

過去2世紀における工業化の歴史の中での労働関係の、こうした変容は一般的に労働組合の脆弱性と、特殊にはメチエの組織に関連づけられなければならない。J.-P. Hirschのアプローチのオリジナリティは、労働組合やその他の中間組織の集合的所有の不可能性によって、こうした脆弱さを説明することにある²³⁾。結局19世紀と20世紀の転換点に、これらに対して、とりわ

け裁判に出廷するための法人格を与えられたとしても、資本や富（集团的に保有される）を蓄積することは許可されなかった。他の中間組織に対してと同様、巨大すぎる権力をこれらに与えることが懸念されたのである。議会での議論を分析して、著者は反コーポラティズム運動を、（宗教結社への抵抗闘争と、教会と国家との切断の闘争の）当時の反教権主義運動の重要性へと関連づける。国家は（教育についてのみならず）公共サービスを独占しようとしていたのである。しかし集合的所有権のこうした拒絶は、同業組合を拒否することで長期にわたり維持され、また「永代財産 biens de mainmorte」の形成が虚構的人格に対して富を蓄積することを可能とさせる、という懸念から、こうした拒絶が維持されたのである。しかもそれは、DuguitやJosserandのような卓越した法律家にも関わらずなされた。後者は現実経済の機能に法律を服させるために、「共同での所有権」の設定を提案したのである。著者は、集合的实践の現実に対する法的規則の不適合は、フランス現代史におけるコーポラティズムの高揚を理解することを可能とさせると主張する。集合的所有権のこうした後退は、労働組合自身によっても促された。組合は理念からして、あらゆる形態の所有権に敵意を持っていたのである。こうした立場は、特定の資源を相互共用することを妨げはしなかったが、メチエと関連した連合よりも企業の連合を優先させる戦略によってであり、かくしてコモンの部分を削減させたのである。

ここで我々が展開するアプローチは、「コモン」の問題を通じて「労働」と「所有権」との間の接合の分析に取りかかることである。結局、メチエの組織はあらゆる所有権を剥奪されているわけではなく、特定の資源への平等なアクセスを組織する連帯メカニズム（仕事 ouvrage や雇用、原材料の配分）を設定している。ここで我々は資源プールのコモンという概念にかなり近づいており、コモンへのアクセスを管理し、その質と入手可能性を保証しなければならない。労働者の流動性が職能団体により管理さ

れ、枠組みづけられ、こうした団体がそれ自身の調整機構を有しているが、それは独占状況を回避するために国家によって規制されることもできる。逆に、規制された職業を競争へと開放するための最近の公共政策は、(労働者の流動性と質を保証している)職能的市場の維持の困難とその脆弱性を、しばしば過小評価し、また(職能団体により管理されているこの種のタイプの「労働のコモン」に固有な、緩慢に蓄積されている)コーディネーション資源を過小評価するのである。

さらに、企業内での団体交渉への現在の重点化は、様々なステークホルダーたちの間での企業付加価値の配分を(Ostromにとっては、協同組合タイプの企業のみならず、現代の株式会社においても)、きわめて先鋭的に提起する。株主により保有される私的所有権制度に基づいた、企業の自由主義的観念にもかかわらず、より民主主義的な熟議の手続きによって、共同での労働の果実の配分形態について検討することができる。より一般的に様々な研究が、より商業的でない、もしくはより官僚制的でない論理に従って、労働者の熟議能力を、(とりわけ自らのライフ・プロジェクトを、また特定の製品やサービスの生産と普及を理解させ、主張する際の)彼らの能力を強調するのである。

結局このことは、コモンズにおける労働者の地位のみならず、大企業のボランティアの地位について検討させる。これらは、企業の社会的

責任を金メッキするために、無償労働や知識のシェアを提案するのである。すなわちフリーソフトウェアや、より環境保全的な製品の開発である。一般的にこれらの政策は、公共政策の後退と関連づけられるべきである。

本書の第三部は、共通善=コモンズの問題から、財とりわけ貨幣の価値を扱う。貨幣の安定性(その崇拜とまでは言わなくとも)に関心を寄せる様々なタイプの共同体に言及して、共通善=コモンズとして貨幣を捉えることが我々の考えである。同一の分析が、「公的債務」の発明について、もしくはリールの金融投資の運営規則におけるノール県の大財閥の役割についてなされる。しばしば著者たちは、このように研究された共通善=コモンズと関連して、異なった複数の共同体とその重なりを強調している²⁴⁾。環境の共通善=コモンズについての研究も同じタイプの分析の対象となり、その様々なレベルの効用に応じて、これらの財=善の領有と活用の様々なレジームを区別するのである。汚染排出権(しかしそれは国家介入無しには済まされない)のような特定の経済的活用過程の限界がそこでは総覧される。より一般的にこの権利は、単なる経済的効率性には縮減され得ない様々な原則によって促進される。こうした原則の多様性は、背景に応じたその解釈的バリエーションを示し、その場その場で判断されなければならない。

「訳者解題」

「コモン(ズ)のアントレプレナーシップ： コンヴァンション理論とレギュレーション理論の比較から」

中原 隆幸, 須田 文明

1. フランスにおけるコモンズ論の 活性化

ここで紹介する論文はクリスチャン・ベッシー編著『コモンズ=共通善の展望』の序説である。編者のベッシーは高等師範学校ENS教授で、コンヴァンション経済学の代表的論者の一人である。この編著はENS他の複数の大学からなる学際的研究チーム「経済及び社会の制度、歴史的ダイナミズム」(IDHE. S)の、経済学及び法律、歴史学を専門とするメンバーによって執筆されている。訳者(須田)の知る執筆者ではアントネッラ・コルサニがおり、彼女はすでに20年以上前から他のイタリア系マルクス主義者、ネグリやラッツァラート、ムリエ・ブタンらと著作や論文を共著で刊行している。

フランスでも経済学の標準化が進み、ただでさえ少ないポストをめぐる、異端派内部の競争もある。ノーベル経済学賞受賞者J.ティローの *Economie du bien commun* (PUF, 2016) (邦訳『良き社会のための経済学』村井訳、みすず書房)が、フランスにおける経済学者の業績評価として国際的経済学会誌への掲載数などを基準とすることを求めているように、異端派にとってパーマネントの身分を獲得するのはますます困難になっている。レギュレーション学派がブルデュー社会学と、コンヴァンション経済学がプラグマティック社会学と、それぞれ連携しているのは前者が構造の観点から、後者が行為の観点から社会科学方法論を構築するというア

プローチの近しさにもよるが、大学での若手のポストの確保、という要因もあろう、といえれば下品な言い方になろうか。

さて、ティローのこの著作は共通善の経済学と訳することができる。学派としての将来展望が見通せない中、レギュレーション派は、*Revue de la régulation* 誌(オンライン)の第14号(2013)で、オストロームの「コモンズ」の特集を組み、B.コリアは編著として『コモンズの帰還』を刊行し、さらに『パンデミック、人新世、そしてコモン』をも著している。また哲学の分野ではP. Dardot, C. Lavalによる『コモン：21世紀の革命についてのエッセイ』が刊行されている。本翻訳を通じて紹介するベッシーの編著は、フランスにおけるこうしたコモンズ論の隆盛を背景に執筆されている。

上記の編著の題名についてはコメントが必要かもしれない。フランス語の *biens communs* は共通善と訳されることが多いが、近年では、*communs* もしくは単数で *commun* という単語も社会科学系論文で頻出し、共通善とコモンズの内容を関連づけるため、用語の定義を曖昧にしたままにする傾向もある。この編著でもボルタンスキー・テヴノーによる『正当化の理論』への言及があり、その文脈に沿うならば、このタームは明らかに「共通善」と訳すべきであるが、他方ではコモンズと訳さねばならない文脈も散見される。ちなみにオストロームの主要著書 *Governing the Commons* (Cambridge Univ. Presse, 1990) のフランス語訳は *Gouvernance*

des biens communs. (De Boeck, 2020)である。DardotとLavalの著書のように単数形の*commun*の場合、コモンとすべきこともある。フランスにおけるコモンズ論の展開を検討する場合、こうした訳語をめぐる特殊フランス的な事情をも考慮しなければならないといえよう。

2. なぜコモンズなのか

レギュレーション理論は制度変化の理論であり、社会的、経済的規則性の起源としての制度諸形態を分析することで、「制度諸形態とその配置を特徴付けるだけでなく、その永続的変容を分析することを研究プログラムとする」(Boyer et Saillard, 2002ただしLabatut, Agger, Allaire, (2013, p.4)。これに対してOstromとBasurto (2011)はルールと規範、制度における変化に関心を向け、さらにこうした変化において技術の果たす役割について、HessとOstrom (2006)は以下のように述べる。「(かつて所有者も管理者もいなかったような)資源を『捕捉する』新技術の能力によって、新しいタイプのエンクロージャーがしばしば引き起こされている」(p.358)。このように、制度やルールの変化を研究する制度主義経済学との親近性から、B.コリアやG.アレールらのレギュレーション理論の論者もコモンズ論へと接近したと考えられる。

他方、レギュレーション理論においては、共通善としてのコモンズ論に加えて、アメリカ制度学派の始祖の一人であるJ. R. コモンズの『制度経済学』との理論的融合を図る動きもある。その代表的なものがブリュノー・テレの研究(テレ(2021))である。テレは、制度を社会諸空間を媒介するものと定義し、個別具体的な諸制度の原型となる制度を、「貨幣、法、倫理」の三つに定め、それらが社会諸空間を調整すると捉えている。こうした三つの原型となる諸制度はJ. R. コモンズの『制度経済学』においても重要視されており、その限りでテレの試みは、コモンズの制度経済学理論をレギュレーション理論と接

合しようとするものであるといえる。したがって、貨幣論を通じて、J. R. コモンズの「制度経済学理論」をレギュレーション概念に接近させようとするテレの試みは、共通善としてのコモンズ論に依拠して、レギュレーション概念をコモンズ概念に転位させようとする一群の試みとは一線を画しており、今後のレギュレーション理論の新しい方向を示しているように思われる。

実際、*Revue de la régulation*の特集号を読む限り、コモンズ論に傾斜するコリアにしるO. Weinsteinにしる、忠実にオストロームの学説をなぞり、フランスの読者に紹介しているように思われる。この特集号におけるFabienne Orsiの論考は、オストロームの所有権についての議論においてJ.R. コモンズの議論がほとんど検討されていないこと、オストロームが、所有権についてのJ. R. コモンズの研究に言及する際*Legal Foundations of capitalism* (1924)しか参照していないことを指摘している。こうした指摘は、「所有権」に関するJ. R. コモンズの研究(たとえば『制度経済学』におけるそれ)をさらに探求すべきであること、またJ. R. コモンズの「適正価値論」そのものが本来的にコモンズ論的なものであることを彼らが看過していることを指し示しているように思われる。というのもコモンズ論が新たな公共性の創造を基礎とした、そうした領域の専有を巡る議論である限り、コモンズの適正価値論もまた新たな公共性の創造を志向するものであるからである。

他方、この特集号におけるJ. Labatut, F. Aggeri, G. Allaireの論考は「制度変化によるコモンズの研究：ゲノム・イノベーションに直面した家畜品種を巡る所有権制度」という、きわめて具体的な事例にコモンズ論を適用しており、我々にとってもきわめて有益な方法論上の指摘を行っている。我々が直面している「脱炭素的蓄積体制」(これについて訳者は现阶段で積極的に展開することはできない)において技術イノベーションと制度変化が重要な役割を演じているのである。

コリアらを中心に、レギュレーション理論の論

者の中で、オストロームらのコモンズ論を取り入れようとする動きが見られる一方で、コンヴァンション学派は今のところ積極的なコモンズ論を展開しているようには思われない。むしろプラグマティック社会学の論者がロラン・テヴノーの議論を延長させて、「景観」や「ケア」、「パーマ・カルチャー（自然農法）」等を事例にコモンズ論に近い研究を蓄積している（Centmeri, 2019）。本翻訳でも言及があるように、プラグマティック社会学の代表的論者の一人であるニコラ・ドディエは健康を「善それ自体」として、HIV禍にあったフランスの制度を分析しており（Dodier, 2005）、コロナ禍の健康保健制度のあり方をコモンズ論として分析する際に、大いに参考になろう。

3. ベッシー編著『コモンズ=共通善の展望』の概要

この編著では「コモン・プール・リソース」として、自然資源よりも、むしろ非物質的な資源を扱う論考に興味深い論点が示されており、ここでもこうした論考を中心に紹介しておく。

この編著の執筆者の一人である Corsani はフリー・ソフトウェアを、Cocq はビデオ・ゲームをそれぞれ研究対象としている。フリー・ソフトウェアはとりわけ逆コモンズの典型であり、より多くの人により使用されればされるほど、資源は豊かになる。こうした現象はハーディンの「コモンズの悲劇」にたいして、「コモンズの喜劇」と呼ばれている。ハーディンの乱暴な議論は冷戦体制下でのイデオロギー的主張を内包するものであったが、その後、経済学がこうした主張を長きにわたり推進してきたのは残念なことであった。この編著において Corsani は、G.タルドが発明と協働の内在的力の活用としての富の理論を作り上げ、経済的、社会的ダイナミズムの中心に知識をおいている、とする。タルドはアダム・スミスのようなピンの生産ではなく、書物の生産が近代を特徴付けているという。書

物の生産過程の中心に知識があり、書物は商品として貨幣価値があり、tangibleで領有可能で、交換可能であるが、同時に「真理＝価値」を有し、かかるものとして、書物は非物質的であって、領有可能ではない。知識の交換において、これを移転する人は、これを失うのではなく、またこれを所有する人を貧しくさせるのではなく、むしろその普及において価値を増加させる。知識はこのようにして社会の富を生産する。しかし他方で、知識のこうした性格のために、知的財産権による希少化と、知識生産への過小投資をもたらす。

新自由主義を批判する経済学者たちがしばしば言及するように、もはや資本主義にとって外部にフロンティアがないとすれば、内部にこれを創出しなければならず、そこから利潤を引き出すための技術や制度が不可欠となる。そのさい、経済学の学知が重要な役割を演じることになる。このように知識によるイノベーションによりコモンズが産出され、これは資本蓄積マシーンにより捕食され、永続的原蓄過程が展開することになる。

非物質的なコモンズは以上のような形でとらえられなければならない。そこでのコモンズとは、すでにそこにあるものではなく、行動なのであって、実践において集団の生産物として構成される。知識を創出する喜びと共同体への帰属の感情、象徴的な報酬(承認)が彼らをコモンズに統合するインセンティブとなる。ビデオ・ゲームを事例にしたCocqは労働に属することとボランティアに属することとの境界線の消失の重要性を指摘し、消費者としての「ファン」の労働を強調し、ファンが文化産業のイノベーションの積極的なパートナーであるという。

コモンズはしばしば、自然資源や生き物、教育、文化などの商品化へのオルタナティブとして、(しばしばロマンティックに)構想されている。排除的所有権に基づいた市場の効率性 VS 包摂的論理に基づいたコモンズという対立図式に基づいて、コリアも「コモンズを構成している特徴の一つが、市場でもヒエラルキーで

もない社会組織形態を実行していることである」(Coriat, 2015, p.13)と述べている。CocqはDardot, Lavalによる、こうしたコモンズと市場とのハイブリッド化をめぐる「搾取」としての批判を取り上げる。すなわち『『企業のインテリジェンス』は、クライアントの無償の協力を構築し、集合的知識(生産過程に直接的に統合されることになる)を安価に生産することにある。コモンはすでに管理的なカテゴリであり、賃労働者の古典的搾取に、消費者=使用者の新たな搾取を追加するのに役立つ』(Dardot, Laval, 2014, p.83)のである。さらに「企業こそが、そこから利益を引き出すために、相互作用の枠組みを提案することで、商業的準コモンを構築するのである。企業が構想し、クライアント=クリエイターに使用させたエコシステムを『マネタイズする』ことが重要なのである。資本こそが知識のコモンを生産するための指揮者なのである」(ibid., p.184)。

コモンズのハイブリッド化を「搾取」ないし「やりがい搾取」として一蹴することはたやすい。水道事業の民営化を巡る攻防に見られるように、我々は絶えず、自然資源や知識のコモンズの、私企業による新自由主義的領有に警戒しなければならないであろう。しかしこのハイブリッド化論には学術的研究を豊穡化させる端緒も垣間見られる。やはりCocqはテヴノーに言及して、企業がそれによって価値付けの偏差 *différentiel* を領有し、そこから利益を引き出す際の *transvaluation* について語る。「こうした対照的な価値付けの対立において、利潤の創出が期待される。利潤は、価格差別化によってではなく、その市場的価値への転換という条件の下で、差異化された価値付けを通じて獲得されるのである」(p.216)。異なったコミットメントレジームに対応した異なったアクターたちを結合させる準コモンを企業が構築することで、こうしたレジームの間での境界線が攪乱されるが、企業はこうした混乱から利益を引き出すことができる。これはD.スタークが価値付けの間での「不協和」と呼んだものであり、こうし

た不協和からこそイノベーションが登場するのである。価値付けの偏差から利潤が生まれる仕組みについて経済学以外の領域でも興味深い研究が蓄積されている。アナ・チンの『マツタケ』もその一つである。我々が日本で食するマツタケは、国内産は別として、主に韓国や中国、北米大陸などから輸入される。米国のオレゴン州などではベトナム、アフガニスタン、イラクからの元帰還兵でPTSDを発症した人たちが、社会になじめず、こうしたマツタケ狩りに従事するほか、東南アジアの内線から逃れて米国に流れ着いた人々もこれに従事する。こうした「国家から逃れる民」(J.C. スコット『ゾミア』、みすず書房)がマツタケの季節にだけ、世界市場に接続するのである。経済学に話を戻せば、コンヴァンション学派のFavereau, Biencourt, Eymard-Duvernay (2002) は、「忘却された」生産要素として「動機づけ」を強調する。動機は「『搾取』として即座に放棄されるべきではない。賃金と生産性とのギャップは効用の非金銭的資源によって埋め合わされることができる。動機は生産過程への投入物でもある。労働は、貨幣的には不払いであるかもしれないけれども、効用の観点からは確保されていないわけではない」(p.239)。

4. コモンズのアントレプレナーシップ

コモン(ズ)は「脳の協働」(A. ネグリ)や複数種(マルチスピーシーズ)から成立するアッセンブリッジである。それは絶えず創出されることで、やはり資本蓄積マシーンにより捕食される永続的原蓄過程にある。上述のL. テヴノーやアナ・チンの議論を下敷きにしつつ、我々はコモン(ズ)のアントレプレナーシップについて考察することができる。ここでアントレプレナーというのは、複数の価値付けと組織アレンジメントに働きかけることでイノベーションをもたらし、利益を引き出すことができる者のことである(Zalio, 2009)。アントレプレナーは利潤を持続的に獲得するべく、価値付け偏差と価

格偏差を生み出し、再生産することができるのである。こうしたアントレプレナーは非資本主義的生産様式と資本主義的生産様式を接合する媒介者でもある。

さて、このコロナ禍の下で、ここ数十年にわたる経済施策の展開、とりわけ雇用の流動化施策がどれほど社会そのものを壊してきたかが明らかとなった。多くの社会学者が資本主義的秩序との革命的断絶を訴えており、こうした感情や欲動に訴えることで、現在の新自由主義的蓄積体制を動揺させる(ロルドン)という主張に、我々としても親近感を覚えないわけではない。しかし我々は、こうした魔術化 enchantment と脱魔術化 disenchantment のサイクルがきわめて急速であることも経験から学んでいる。他方で、脱炭素化を通じた国際競争力向上により経済成長を達成する、という、ありそうなシナリオ(資本主導型脱炭素的蓄積体制)を称揚することにもいささかの躊躇を覚える。我々としては、マルチスピーシーズからなる「潜在的コモンズに気づく」(アナ・チン)ことで、国家や市場から距離を取るための「柔軟体操」(J. C. スコット『実践』)を学びたいと思う。我々はこうした観点から、この『阪南論集』の前号でB.モリゾ著「生き物との外交術的共棲」を訳出し、コモンズにおける、人類だけではないマルチスピーシーズな共棲関係について紹介してきた。あわせてお読みいただければ幸いである。

原注

- 1) 本書の元々の考えは、Philippe Minard と、彼の考察、とりわけ E. P. Thompson の著作 *La guerre des forêts*. (La Découverte, 2014, 原題 *Whigs and Hunters*, Allen Lane, 1975) の再版への彼の序文における彼の考察に由来している。P. Minard, "Après la propriété (sur le retour des biens communs)", *Le gief. Revue des mondes du droit*, no.4, 2017, pp.141-148.
- 2) 「所有権システム」への批判はとりわけボルタンスキー、シアペロ『資本主義の新たな精神』(三浦他訳、ナカニシヤ出版)により展開されている。「コネクショニスト的シテ」、したがって一般性における「共通善」を基礎づける新しいやり方の登場を説明するために、二人の著者たちが検討するのは、自由なアクセス、オープン、情報のシェアといったレトリックであり、所有権の拒絶(可動性=モビリティのために)、厳格すぎるルールシステムの拒絶、特定の形態の普遍主義と複数のコミュニティへの帰属の称揚である。
- 3) とりわけ P. Dardot, C. Laval, *Commun. Essai sur la révolution au XXI siècle*, Paris, La Découverte, 2014 を参照。著者たちの論点は、単に歴史的、理論的だけでなく、市民的経験を可視化させることも重要なのである。
- 4) パリの公共交通公社 RATP を例としてあげることができる。自分たちの従業員の通勤の規則性を改善することで、交通網はイル・ド・フランスの企業にとって利益をもたらすという事実のために、企業は1971年以降、インフラ投資に充てられる税金を支払っている。
- 5) きわめて完全な語義上のアプローチについては以下を参照。M. Cornu, F. Orsi, J. Rochefeld (dir.) *Dictionnaire des biens communs*, Paris, PUF, 2017.
- 6) ボルトンスキー、テヴノー『正当化の理論』(三浦訳、新曜社)
- 7) R. Salais, "A la recherche du fondement conventionnel des institutions", dans R. Salais (dir.) *Institutions et conventions, Raisons pratiques*, no.9, 1998.
- 8) E. Ostrom, *Gouvernance des biens communs. Pour une nouvelle approche des ressources naturelles*, Bruxelles, De Boeck, 2010 (ed. Orig. *Governing the Commons. The Evolution of Institutions for Collective Action*. Cambridge University Press. 1990).
- 9) G. Hardin, "The tragedy of the Commons", *Science*, 13, decembre 1968, 162, p.1243-1248. ハーディンの研究のきわめてイデオロギー的な背景についての F. Locher の分析については以下を参照。"Les Pâturages de la guerre froide. Garrett Hardin et la Tragédie des Communs", *Revue d'histoire modern & contemporaine*, 60/1, 2013, p.7-36. "Third World Pastures. The Historical Roots of the Commons Paradigm (1965-1990)", *Quaderni Storici*, 2016/1, p.303-333.
- 10) これらのルールは以下の通りである。当該の共同体をうまく規定することができるコモンズの純然たるゾーニング。ルールが地方条件と調和し、目標に合致していること。共同体がルールを修正することができること。外部の権威によるこれらのルールの尊重。段階的罰則システムを伴う、ルール執行の集合的監視。あまりコストのかからない

紛争解決メカニズム。外部の権威に認められた自己決定。以下を参照せよ。E. Ostrom 同上。

- 11) C. Hess, E. Ostrom (dir.) *Understanding Knowledges as Commons*, Cambridge, MIT Press, 2007.
- 12) B. Coriat, “Biesn communs, approche économique”, dans M. Cornu, F. Orsi, J. Rochefeld (dir.) *Dictionnaire des biens communs, op.cit.*, p.98-101.
- 13) 以下を参照。A. Sen, “Elements of a Theory of Human Rights”, *Philosophy and Public Affairs*, 32/4, 2004, p.315-356.
- 14) 以下を参照。J. Tirole, *Economie du bien commun*, PUF, 2016(直訳すれば『共通善の経済学』, ジャン・ティロール著, 村井訳『良き社会のための経済学』, 日本経済新聞社, 2018)
- 15) L.ボルタンスキー, L.テヴノー『正当化の理論』(前掲)
- 16) L.Thévenot, “Certifying the World: Power Infrastructures and Practices in Economics of Conventional Forms”, dans P. Aspers, N. Dodd (dir.) *Re-Imaging Economic Sociology*, Oxford University Press, 2015, p.185-223.
- 17) N. Dodier, “L’espace et mouvement de la critique”, *Annales. Histories, sciences sociales*, no.1, 2005, p.7-31.
- 18) Dodierは特定の目標(追求されるべき善)の成功裏の自動化を主張する。そこではこうした目標が「シテ」の形成を伴うことはないが、しかしそれでもその力強い批判を喪失することがないのである。こうした「善それ自体」は、広い普遍性を付与されており、境界線を消失させる(環境をめぐる政治的構築のように)。シテや様々な行為レジームとは異なり、こうした行動の倫理的目標は、詳細な目標への経験の集中化を通してなされる。こうして様々な正統な権力を付与された、様々なアクターの間でのコンピテンスの非対称性が生じることになる。
- 19) B. Coriat (dir.) *Le retour des communs*, Paris, Les Liens qui liberent, 2015.
- 20) 結局のところ、Ostromは、諸個人に対して協働的解決策を採用するように促す要因を解明するために、研究プログラムを展開しているのである。すなわち集団の特徴、とりわけその規模、互酬性と信頼の規範の共有、ルールを遵守しない人々を罰する際の容易さといった特徴だけでなく、生物物理的、物質的環境の特徴である。こうして彼女は、これらの要因のバリエーションと、それがもたらす取引費用の節約に応じて、資源の所有権のレジームから別のそれへの移行を説明することができるのである。

- 21) 以下を参照せよ。P. Minard, *ibid*, 前掲。
- 22) こうした歴史的現実にはB. Coriatの著作においては言及されていない。以下を参照。E. Brousseau, C. Bessy, “Public and Private Institutions in the Governance of Intellectual Property Rights”, dans B. Andersen (dir.), *Intellectual Property Rights; Innovations, Governance and the Institutional Environment*, Cheltenham, Edward Elgar, 2006, p.243-277.
- 23) 以下を参照せよ。J. -P. Hirsch, “L’impossible propriété collective”, dans S. Kaplan, P. Minard (dir.) *La France, malade du corporatisme?, 18e-20e siècle*, Paris, Belin, 2004, J. -P. Hirsch, *Les deux rêves du commerce, 1760-1840*, Paris, EHESS, 1991.
- 24) 後者の事例において我々は「家内的論理」(ボルタンスキー, テヴノー『正当化の理論』の意味での)の形態に言及することもできよう。それは、とりわけ資産の委譲と保持についての、一族(その保持者である個人による相続よりも優越すると考えられていた)による経済的、社会的な活動の正当化においてみられ、また国家的な措置から距離を取ること、家族的な信頼と連帯の結合の利用において、エゴイズムの拒絶においてみられたのである。

参考文献

- アナ・チン『マツタケ』(赤嶺訳, みすず書房)
- CENTMERI, L. (2019) *La Permaculture ou l’Art de Réhabiter*, Ed. QUAE.
- CORIAT, B. (ed) (2015) *Le retour des communs*, Les Liens qui liberent.
- CORIAT, B. (2020) *La pandémie, l’anthropocene, et le bien commun*, Les Liens qui liberent.
- DARDOT, P., LAVAL, C. (2014) *Commun. Essais sur la Révolution au xxie Siècle*, La Découverte.
- DODIER, N. (2005) “L’espace et le mouvement du sens critique”, *Annales, Histoire, Sciences Sociales*, vol.60, no.1, pp.7-31.
- Revue de la régulation* (2013) no.14.
- FAVEREAU, O., BIENCOURT, O., EYAMARD-DUVERNAY, F. (2002) “Where Do Markets Come From? From Quality Conventions!”, in FAVEREAU, O., LAZEGA, E. (dir) *Conventions and Structures in Economic Organization*, Edward Elgar.
- ロルドン, F.『新自由主義社会における感情の構造』(杉村訳, 作品社)。
- スコット, J. C.『ゾミア』(佐藤仁監訳, みすず書房)。
- スコット, J. C.『実践: 日々のアナキズム』(清水他訳, 岩波書店)。
- テレ, B.『社会的事実としての貨幣 その統一理論と

Oct. 2021

コモンズ=共通善の歴史とアクチュアリティ

多様な現実 『ネオ・レギュレーション・アプローチ』
(坂口明義監訳, 晃洋書房, 2021年)。

THÉVENOT, L., (2015) "Certifying the World: Power
Infrastructures and Practices in Economics
of Conventional Forms", in ASPERS, P, DODD,
N. (dir) . *Re-imagining the Economic Sociology*,
Oxford Univ. Press, p.216.

Zalio, P.-P. (2009) "Sociologie économique des
entrepreneurs", in Steiner, P., Vatin, F. (eds)
Traite de Sociologie Economique, PUF, pp.573-
607.

(2021年7月16日掲載決定)